

なお、所得税と市・県民税では各種控除の額が異なっております。

申告していなかった医療費控除などは、別途市・県民税の申告をすることで、市・県民税の額が減額となる場合があります。

また、収入のない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定等の基礎資料となりますので、申告書の裏面に該当事項を記入のうえ申告してください（同居親族の扶養となられている方を除く。ただし、年金支払報告書だけでは申告が必要となります）。

確定申告は必要ないが、市・県民税の申告が必要な方(例)

- (1) 給与所得者で会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
- (2) 事業所得者などで所得税がからない方
- (3) 給与等の支払いを受けている

る人で給与所得以外の所得の合計金額が20万円以下の方

(4) 扶養になつていて配偶者の方で、パートや内職など収入がある方

(5) 公的年金などを受給していて、市役所へ公的年金等支払報告書が提出されていない方

(6) 公的年金の収入が400万円以下で、それ以外に所得がある、もしくは、扶養などの各種控除の申告が必要な方

市・県民税 申告書の送付

市・県民税の申告書は、昨年度の実績などにより2月5日頃発送します。

なお、申告書は市役所市民税課と本納支所庶務会計係に用意してあります。

主な税制改正について（平成24年分以降の所得税及び25年度以降の住民税から適用されるもの）

◎生命保険料控除の改正

平成25年度住民税（平成24年分所得税）から生命保険料控除が見直されます。

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。

(別表1)

	改正前 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除)		改正後 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除)	
	年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
所得税	25,000円以下	支払保険料等の金額	20,000円以下	支払保険料等の金額
	25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
	50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
	100,000円超	50,000円	80,000円超	40,000円
個人住民税	15,000円以下	支払保険料等の金額	12,000円以下	支払保険料等の金額
	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
	70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円

・介護保険料控除の創設

平成24年1月1日以後に、生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（新契約）のうち介護医療保険契約等に係る支払保険料等（介護医療保険料）について、介護医療保険料控除（適用限度額：所得税4万円、個人住民税2万8千円）が設けられます。

また、新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額が引き下げられます（適用限度額：所得税4万円、個人住民税2万8千円）。

なお、新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、それぞれ次の金額の合計額（適用限度額：所得税4万円、個人住民税2万8千円）となります（別表2参照）。

・新契約の支払保険料等について、別表1の改正後の計算式により計算した金額
・旧契約の支払保険料等について、別表1の改正前の計算式により計算した金額